

浜松市役所からのお知らせ

平成25年度 浜松イノベーションキューブ入居者賃料補助制度について

浜松市では、優秀な人材や活力ある企業が次々に生まれ集積する創業都市の実現を目指しております。浜松イノベーションキューブに入居され、新事業・新分野の産業創出に取り組む企業に、入居賃料の一部を助成します。

【補助対象者】

浜松イノベーションキューブに入居し、試作開発、新製品開発等に取り組む中小企業者又はベンチャー企業者等

●次の事業者は補助対象から除外します。

- ・ 市税を滞納している事業者
- ・ 大企業者が第二創業した会社で連結子会社の事業者
- ・ 過去にテクノフロンティアまたはソフトインキュベーションルームに入居し、浜松市創業支援事業費補助金の交付を受けたことがある場合

◇中小企業者とは

中小企業基本法第2条第1項に規定する事業者（創業7年以内の中小企業者を除く。）

◇ベンチャー企業者等とは

次のいずれかに該当する事業者

- ① 独創的な技術、製品、サービスの開発や経営システムの導入により成長している企業並びに中小企業で創業7年以内の事業者
- ② 個人で創業している事業者

【補助額】

浜松イノベーションキューブ入居賃料（消費税及び地方消費税を除く。）に次の基準により予算の範囲内で助成します。

補助金の交付割合は、毎年度交付決定時期（年度当初又は入居時）を基準に決定します。

	事業者種別	助成割合
①	ベンチャー企業者等	2分の1以内
②	常時使用する従業員数が20人未満の中小企業者	2分の1以内
③	常時使用する従業員数が20人以上で、かつ、研究開発費が売上高の1%以上の中小企業者	2分の1以内
④	常時使用する従業員数が20人以上で、かつ、研究開発費が売上高の1%未満の中小企業者	3分の1以内
⑤	大企業者が第二創業した会社で連結子会社でない事業者	3分の1以内

【補助期間】

施設入居後最長5年間

【補助金交付】

○補助金交付申請 毎年度当初に補助金交付申請（年度途中入居の場合は、入居時）

○補助金交付決定 （決定された補助割合で当該年度は助成）

○補助金交付時期（予定）・・・以下のどちらかを選択可能です。

〔分割払い〕 入居企業の請求に応じ、四半期（7月、10月、1月及び次年度4月）
又は半期（10月及び次年度4月）ごとに賃料の支払い実績に応じて
補助金分割払い

〔精算払い〕 毎年度終了（3月31日）後、又は補助期間終了時に実績報告を受けて
補助金精算支払い（年度末一括払）

【補助金申請書類】

入居決定後、必要書類をご案内します。

お問い合わせ先

浜松市産業部産業振興課

郵便番号 〒430-8652

住 所 浜松市中区元城町103番地の2

電 話 053-457-2044

F A X 053-457-2283

メ ー ル shinsangyo@city.hamamatsu.shizuoka.jp